

議案第六号

川越市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和四年二月十六日提出

川越市長 川 合 善 明

川越市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

川越市旅館業法施行条例（平成十五年条例第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第十号口中「水道水（水道法（昭和三十二年法律第一百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第六項に規定する専用水道若しくは同条第七項に規定する簡易専用水道又は埼玉県自家用水道条例（昭和三十二年埼玉県条例第二号）第二条に規定する自家用水道から供給される水をいう。以下同じ。）以外の水を使用した」を削り、「循環ろ過器」を「ろ過器」に、「循環させ、ろ過する設備」を「再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置」に、「及びニ」を「、ニ及びル」に、「調整する」を「調節する」に改め、同号ホ中「原湯を貯留する貯湯槽（以下ホにおいて「貯湯槽」という。）」を「貯湯槽（原湯等

を貯留する槽をいう。以下同じ。）」に改め、同号ホ(1)中「原湯」を「温水」に改め、同号へた
だし書中「循環ろ過器」を「ろ過器」に改め、同号ト中「循環ろ過器を」を「ろ過器を」に改め、
同号ト(1)中「循環ろ過器」を「ろ過器」に改め、同号ト(2)中「循環ろ過器」を「ろ過器等」に改
め、「配管」の下に「(以下「循環配管」という。）」を加え、同号ト(3)中「集毛器」の下に「
(浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網状の装置
をいう。以下同じ。）」を加え、同号チ中「あふれ出た湯水」の下に「(以下「オーバーフロー
水」という。）」及び「オーバーフロー水」を加え、「チにおいて」を削り、同号チただし書中「た
だし、」の下に「オーバーフロー水の還水管及び」を加え、「の水」を「の湯水」に改め、同号
ワ中「ヌまで及びヲ」を「ヲまで及びヨ」に改め、同号ワを同号タとし、同号ヲを同号ヨとし、
同号ルを同号カとし、同号ヌ中「浴室の給湯栓又はシャワーへ送る湯の温度を調整する調整箱」
を「調節箱(洗い場の湯栓又はシャワーに供給する温水の温度を調節するための槽をいう。以下
ヲにおいて同じ。）」に、「当該調整箱」を「当該調節箱」に改め、同号ヌを同号ヲとし、その
次に次のように加える。

ワ シャワーは、次のとおりとすること。

- (1) 毎週一回以上、内部の水が置き換わるように通水すること。
- (2) シャワーヘッド及びホースは、定期的に点検すること。
- (3) シャワーヘッド及びホースは、毎年一回以上、内部の汚れ及びスケールの洗浄並びに消毒をすること。

第四条第十号リ中「循環ろ過器でろ過した」を「浴用に使用した」に改め、同号リを同号ルとし、同号チの次に次のように加える。

リ 水位計配管を設置する場合は、適切な方法により、毎週一回以上附着した生物膜等の汚れの除去及び必要に応じた消毒をすること。

又 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置する場合は、必要に応じて清掃及び消毒をすること。

第七条第五号イ中「水道水以外の水を使用した」を削り、同号ホを同号チとし、その前に次のように加える。

へ オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴用に供する構造でないこと。ただし、これにより難い場合には、次のとおりとすること。

(1) オーバーフロー水の還水管は、循環配管に直接接続しないこと。

(2) 回収槽は、内部の清掃を容易に行うことができる位置に設け、又は構造とすること。

(3) 回収槽の湯水を浴槽水とは別に消毒することができる設備を設けること。

ト 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合は、次のとおりとすること。

(1) 浴槽水を二十四時間以上完全に換水することなく循環させて使用する浴槽には、設置しないこと。

(2) 気泡発生装置等の空気の取入口から土ぼこりが入らない構造であること。

第七条第五号ニを削り、同号ハ中「循環ろ過器を」を「ろ過器を」に改め、同号ハ(1)中「循環

ろ過器の「を」ろ過器の「に」、循環ろ過器に「を」当該ろ過器に「に改め、同号ハ(2)及び(3)中「循環ろ過器」を「ろ過器」に改め、同号ハ(4)中「循環ろ過器」を「ろ過器」に改め、「の誤飲」の下に「、飛まつ」の吸引等」を加え、同号ハ(4)ただし書中「誤飲」の下に「、飛まつ」の吸引等」を加え、同号ハ(5)中「循環ろ過器」を「ろ過器」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 配管内の湯水を完全に排水することができ構造であること。

ハ 貯湯槽を設置する場合は、完全に排水することができ構造であること。

第八条第六号イ中「水道水以外の水を使用した」を削り、同号ホを同号チとし、同号ニ中「気泡発生装置等の空気の取入口から土ぼこりが入らない構造である」を「次のとおりとする」に改め、同号ニに次のように加える。

(1) 浴槽水を二十四時間以上完全に換水することなく循環させて使用する浴槽には、設置しないこと。

(2) 気泡発生装置等の空気の取入口から土ぼこりが入らない構造であること。

第八条第六号ニを同号トとし、同号ハ中「循環ろ過器を」を「ろ過器を」に改め、同号ハ(1)中「循環ろ過器の」を「ろ過器の」に、「循環ろ過器に」を「当該ろ過器に」に改め、同号ハ(2)及び(3)中「循環ろ過器」を「ろ過器」に改め、同号ハ(4)中「循環ろ過器」を「ろ過器」に改め、「の誤飲」の下に「、飛まつ」の吸引等」を加え、同号ハ(4)ただし書中「誤飲」の下に「、飛まつ」の吸引等」を加え、同号ハ(5)中「循環ろ過器」を「ろ過器」に改め、同号ハを同号ホとし、その次

に次のように加える。

へ オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴用に供する構造でないこと。ただし、これにより難しい場合には、次のとおりとすること。

- (1) オーバーフロー水の還水管は、循環配管に直接接続しないこと。
- (2) 回収槽は、内部の清掃を容易に行うことができる位置に設け、又は構造とすること。
- (3) 回収槽の湯水を浴槽水とは別に消毒することができる設備を設けること。

第八条第六号口を同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 配管内の湯水を完全に排水することができる構造であること。

ハ 貯湯槽を設置する場合は、完全に排水することができる構造であること。

第九条第一号イ中「水道水以外の水を使用した」を削り、同号ホを同号チとし、同号ニ中「気泡発生装置等の空気の取入口から土ぼこりが入らない構造である」を「次のとおりとする」に改め、同号ニに次のように加える。

- (1) 浴槽水を二十四時間以上完全に換水することなく循環させて使用する浴槽には、設置しないこと。

- (2) 気泡発生装置等の空気の取入口から土ぼこりが入らない構造であること。

第九条第一号ニを同号トとし、同号ハ中「循環ろ過器を」を「ろ過器を」に改め、同号ハ(1)中「循環ろ過器の」を「ろ過器の」に、「循環ろ過器に」を「当該ろ過器に」に改め、同号ハ(2)及び(3)中「循環ろ過器」を「ろ過器」に改め、同号ハ(4)中「循環ろ過器」を「ろ過器」に改め、「

の誤飲」の下に「、飛まつ」の吸引等」を加え、同号ハ(4)ただし書中「誤飲」の下に「、飛まつ」の吸引等」を加え、同号ハ(5)中「循環ろ過器」を「ろ過器」に改め、同号ハを同号ホとし、その次に次のように加える。

へ オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴用に供する構造でないこと。ただし、これにより難しい場合には、次のとおりとすること。

(1) オーバーフロー水の還水管は、循環配管に直接接続しないこと。

(2) 回収槽は、内部の清掃を容易に行うことができる位置に設け、又は構造とすること。

(3) 回収槽の湯水を浴槽水とは別に消毒することができる設備を設けること。

第九条第一号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 配管内の湯水を完全に排水することができる構造であること。

ハ 貯湯槽を設置する場合は、完全に排水することができる構造であること。

第十一条の見出し中「選任の届出等」を「選任等の届出」に改め、同条中「第四条第十号ヲ」を「第四条第十号ヨ」に改める。

附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第三条第一項本文の許可を受けている者の当該許可又は同項本文の許可の申請をしている者の当該申請に係る旅館業の施設の構造設備について、改正後の第七条第五号ロ、ハ、へ若しくはト(1)、第八条第六号ロ、

ハ、ヘ若しくはト(1)又は第九条第一号ロ、ハ、ヘ若しくはト(1)に規定する基準に適合しない部分がある場合においては、当該部分が増築、改築、大規模の修繕等により変更されるまでの間、当該規定は、適用しない。

提 案 理 由

旅館業における入浴設備の基準を見直すため、このように措置する必要がある。

議案第六号参考資料

川越市旅館業法施行条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案	現 行
<p>(旅館業の施設について講ずべき衛生上の措置の基準)</p> <p>第四条 法第四条第二項の規定により条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜九 略</p> <p>十 入浴設備については、次の措置を講じること。</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 原湯(浴用に使用した湯水(ろ過器(浴槽内の湯水(以下「浴槽水」という。)を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。)でろ過した湯水を含む。以下ロ、ニ及びルにおいて同じ。)を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)、原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調節する目的で浴用に使用した湯水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。)、上がり用湯(洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。))及び上がり用水(洗い場又はシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。))並びに浴槽水の水质は、規則で定める基準に適合するように管理すること。</p> <p>ハ及びニ 略</p>	<p>(旅館業の施設について講ずべき衛生上の措置の基準)</p> <p>第四条 法第四条第二項の規定により条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜九 略</p> <p>十 入浴設備については、次の措置を講じること。</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 水道水(水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第六項に規定する専用水道若しくは同条第七項に規定する簡易専用水道又は埼玉県自家用水道条例(昭和三十一年埼玉県条例第二号)第二条に規定する自家用水道から供給される水をいう。以下同じ。))以外の水を使用した原湯(浴用に使用した湯水(循環ろ過器(浴槽内の湯水(以下「浴槽水」という。)を循環させ、ろ過する設備(以下ロ及びニ)をいう。以下同じ。)でろ過した湯水を含む。以下ロ及びニ)において同じ。)を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)、原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴用に使用した湯水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。))、上がり用湯(洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。))及び上がり用水(洗い場又はシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。))並びに浴槽水の水质は、規則で定める基準に適合するように管理すること。</p> <p>ハ及びニ 略</p>

ホ 貯湯槽（原湯等を貯留する槽をいう。以下同じ。）を設置する場合は、次のとおりとすること。

- (1) 貯湯槽内の温水の温度は、通常の使用状態において、温水の補給口、底部等全ての箇所において摂氏六十度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏五十五度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の温水の消毒を行うこと。

(2) 略

ヘ 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、ろ過器を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあつては、毎週一回以上完全に換水すること。

ト 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。
ろ過器は、毎週一回以上、逆洗浄（湯水を逆流させることにより、循環ろ過器のろ材の汚れを排出させることをいう。以下同じ。）その他の適切な方法で生物膜等の汚れを除去するとともに適切な方法で消毒すること。

- (2) 湯水を浴槽と循環ろ過器等との間で循環させるための配管（以下「循環配管」という。）は、毎週一回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方法で除去すること。

- (3) 集毛器（浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。以下同じ。）は、毎日一回以上清掃すること。

(4)及び(5) 略

チ 浴槽からあふれ出た湯水（以下「オーバーフロー水」という。）及びオーバーフロー水を回収する槽（以下「回収槽」という。）の湯水を浴用には使用しないこと。ただし、オーバーフロー水の還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽の湯水を浴槽水とは別に適切な方法で消毒する場合は、この限りでない。

リ 水位計配管を設置する場合は、適切な方法により、毎週一回以上附着し

ホ 原湯を貯留する貯湯槽（以下ホにおいて「貯湯槽」という。）を設置する場合は、次のとおりとすること。

- (1) 貯湯槽内の原湯の温度は、通常の使用状態において、原湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏六十度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏五十五度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の原湯の消毒を行うこと。

(2) 略

ヘ 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあつては、毎週一回以上完全に換水すること。

ト 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。
循環ろ過器は、毎週一回以上、逆洗浄（湯水を逆流させることにより、循環ろ過器のろ材の汚れを排出させることをいう。以下同じ。）その他の適切な方法で生物膜等の汚れを除去するとともに適切な方法で消毒すること。

- (2) 湯水を浴槽と循環ろ過器との間で循環させるための配管は、毎週一回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方法で除去すること。

(3) 集毛器

- は、毎日一回以上清掃すること。

(4)及び(5) 略

チ 浴槽からあふれ出た湯水を回収する槽（以下チにおいて「回収槽」という。）の湯水を浴用には使用しないこと。ただし、回収槽の水を浴槽水とは別に適切な方法で消毒する場合は、この限りでない。

た生物膜等の汚れの除去及び必要に応じた消毒をすること。

ヌ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置する場合は、必要に応じて清掃及び消毒をすること。

ル 打たせ湯には、浴用に使用した 湯水を使用しないこと。

ヲ 調節箱（洗い場の湯栓又はシャワーに供給する温水の温度を調節するための槽をいう。以下ヲにおいて同じ。）を設ける場合は、当該調節箱を定期的に清掃すること。

ワ シャワーは、次のとおりとすること。

(1) 毎週一回以上、内部の水が置き換わるように通水すること。

(2) シャワーヘッド及びホースは、定期的に点検すること。

(3) シャワーヘッド及びホースは、毎年一回以上、内部の汚れ及びスケールの洗淨並びに消毒をすること。

カ及びキ 略

タ 浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の入浴設備については、ロからヲまで及びヨの規定は、適用しないこと。

十一 十八 略

（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準）

第七条 政令第一条第一項第八号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 四 略

五 入浴設備を設置する場合は、次の要件を満たすものであること。

イ 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水质は、規則で定める基準に適合していること。

ロ 配管内の湯水を完全に排水することができる構造であること。

ハ 貯湯槽を設置する場合は、完全に排水することができる構造であること。

ニ 略

リ 打たせ湯には、循環ろ過器でろ過した湯水を使用しないこと。

ヌ 浴室の給湯栓又はシャワーへ送る湯の温度を調整する調整箱を設ける場合は、当該調整箱を定期的に清掃すること。

ワ 略

ル及びリ 略

タ 浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の入浴設備については、ロからヌまで及びヲの規定は、適用しないこと。

十一 十八 略

（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準）

第七条 政令第一条第一項第八号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 四 略

五 入浴設備を設置する場合は、次の要件を満たすものであること。

イ 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水质は、規則で定める基準に適合していること。

ロ 略

ニ 略

ホ ろ過器を 設置する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

- (1) ろ過器の 一時間当たりの処理能力は、当該ろ過器により湯水の供給を受ける全ての浴槽の容量の合計以上であること。
- (2) ろ過器 は、逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。
- (3) ろ過器 に毛髪等が流入しないように浴槽水がろ過器 に流入する前の位置に集毛器を設けること。
- (4) ろ過器 により供給される湯水の誤飲、飛まつ等の吸引等を防止するため、当該湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に近い部分に設けられていること。ただし、これにより難しい場合には、誤飲、飛まつ等の吸引等を防止することができる構造であること。
- (5) 浴槽水の消毒に用いる薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水がろ過器 に流入する直前の位置に設けること。

ヘ オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴用に供する構造でないこと。ただし、これにより難しい場合には、次のとおりとすること。

- (1) オーバーフロー水の還水管は、循環配管に直接接続しないこと。
- (2) 回収槽は、内部の清掃を容易に行うことができる位置に設け、又は構造とすること。
- (3) 回収槽の湯水を浴槽水とは別に消毒することができる設備を設けること。

ト 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合は、次のとおりとすること。

- (1) 浴槽水を二十四時間以上完全に換水することなく循環させて使用する浴槽には、設置しないこと。
- (2) 気泡発生装置等の空気の入入口から土ぼこりが入らない構造であること。

ハ 循環ろ過器を設置する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

- (1) 循環ろ過器の一時間当たりの処理能力は、循環ろ過器により湯水の供給を受ける全ての浴槽の容量の合計以上であること。
- (2) 循環ろ過器は、逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。
- (3) 循環ろ過器に毛髪等が流入しないように浴槽水が循環ろ過器に流入する前の位置に集毛器を設けること。
- (4) 循環ろ過器により供給される湯水の誤飲 を防止するため、当該湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に近い部分に設けられていること。ただし、これにより難しい場合には、誤飲 を防止することができる構造であること。
- (5) 浴槽水の消毒に用いる薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水が循環ろ過器に流入する直前の位置に設けること。

ニ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置する場合は、気泡発生装置等の空気の入入口から土ぼこりが入らない構造であること。

と。

升略

六〇八略

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第八条 政令第一条第二項第七号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一〇五略

六 入浴設備を設置する場合は、次の要件を満たすものであること。

イ 質は、規則で定める基準に適合していること。

ロ 配管内の湯水を完全に排水することができる構造であること。

ハ 貯湯槽を設置する場合は、完全に排水することができる構造であること。

ホ ろ過器を 設置する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(1) ろ過器の 一時間当たりの処理能力は、当該ろ過器により湯水の供給を受ける全ての浴槽の容量の合計以上であること。

(2) ろ過器 は、逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

(3) ろ過器 に毛髪等が流入しないように浴槽水がろ過器 に流入する前の位置に集毛器を設けること。

(4) ろ過器 により供給される湯水の誤飲、飛まつ等の吸引等を防止するため、当該湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に近い部分に設けられていること。ただし、これにより難しい場合には、誤飲、飛まつ等の吸引等を防止することができる構造であること。

(5) 浴槽水の消毒に用いる薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水がろ過器 に流入する直前の位置に設けること。

ヘ オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴用に供する構造でないこと。た

ホ略

六〇八略

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第八条 政令第一条第二項第七号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一〇五略

六 入浴設備を設置する場合は、次の要件を満たすものであること。

イ 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の物質は、規則で定める基準に適合していること。

ロ 循環ろ過器を設置する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(1) 循環ろ過器の一時間当たりの処理能力は、循環ろ過器により湯水の供給を受ける全ての浴槽の容量の合計以上であること。

(2) 循環ろ過器は、逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

(3) 循環ろ過器に毛髪等が流入しないように浴槽水が循環ろ過器に流入する前の位置に集毛器を設けること。

(4) 循環ろ過器により供給される湯水の誤飲 を防止するため、当該湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に近い部分に設けられていること。ただし、これにより難しい場合には、誤飲 を防止することができる構造であること。

(5) 浴槽水の消毒に用いる薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水が循環ろ過器に流入する直前の位置に設けること。

ただし、これにより難い場合には、次のとおりとすること。

- (1) オーバーフロー水の還水管は、循環配管に直接接続しないこと。
- (2) 回収槽は、内部の清掃を容易に行うことができる位置に設け、又は構造とすること。

- (3) 回収槽の湯水を浴槽水とは別に消毒することができる設備を設けること。

ト 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合は、次のとおりとすること。

- (1) 浴槽水を二十四時間以上完全に換水することなく循環させて使用する浴槽には、設置しないこと。
- (2) 気泡発生装置等の空気の入入口から土ぼこりが入らない構造であること。

チ 略

七〇九 略

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第九条 政令第一条第三項第五号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 入浴設備を設置する場合は、次の要件を満たすものであること。

イ 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水质は、規則で定める基準に適合していること。

ロ 配管内の湯水を完全に排水することができる構造であること。

ハ 貯湯槽を設置する場合は、完全に排水することができる構造であること。

ニ 略

ホ ろ過器を設置する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

- (1) ろ過器の 一時間当たりの処理能力は、当該ろ過器により湯水の供給を受ける全ての浴槽の容量の合計以上であること。

(2) ろ過器 は、逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより

ニ 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合は、気泡発生装置等の空気の入入口から土ぼこりが入らない構造であること。

ホ 略

七〇九 略

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第九条 政令第一条第三項第五号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 入浴設備を設置する場合は、次の要件を満たすものであること。

イ 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水质は、規則で定める基準に適合していること。

ハ 循環ろ過器を設置する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

- (1) 循環ろ過器の 一時間当たりの処理能力は、循環ろ過器により湯水の供給を受ける全ての浴槽の容量の合計以上であること。

(2) 循環ろ過器は、逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより

難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

(3) ろ過器に毛髪等が流入しないように浴槽水がろ過器に流入する前の位置に集毛器を設けること。

(4) ろ過器により供給される湯水の誤飲、飛まつ等の吸引等を防止するため、当該湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に近い部分に設けられていること。ただし、これにより難しい場合には、誤飲、飛まつ等の吸引等を防止することができる構造であること。

(5) 浴槽水の消毒に用いる薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水がろ過器に流入する直前の位置に設けること。

ヘ オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴用に供する構造でないこと。ただし、これにより難しい場合には、次のとおりとすること。

(1) オーバーフロー水の還水管は、循環配管に直接接続しないこと。

(2) 回収槽は、内部の清掃を容易に行うことができる位置に設け、又は構造とすること。

(3) 回収槽の湯水を浴槽水とは別に消毒することができる設備を設けること。

ト 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合は、次のとおりとすること。

(1) 浴槽水を二十四時間以上完全に換水することなく循環させて使用する浴槽には、設置しないこと。

(2) 気泡発生装置等の空気の入入口から土ぼこりが入らない構造であること。

チ 略

二及び三 略

(責任者の選任等の届出)

第十一条 営業者は、第四条第十号ヨの規定により日常の衛生管理に係る責任者を選任し、又は変更したときは、責任者の氏名その他規則で定める事項を、遅

難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

(3) 循環ろ過器に毛髪等が流入しないように浴槽水が循環ろ過器に流入する前の位置に集毛器を設けること。

(4) 循環ろ過器により供給される湯水の誤飲、飛まつ等の吸引等を防止するため、当該湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に近い部分に設けられていること。ただし、これにより難しい場合には、誤飲等を防止することができる構造であること。

(5) 浴槽水の消毒に用いる薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水が循環ろ過器に流入する直前の位置に設けること。

ニ 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合は、気泡発生装置等の空気の入入口から土ぼこりが入らない構造であること。

ホ 略

二及び三 略

(責任者の選任の届出等)

第十一条 営業者は、第四条第十号ヲの規定により日常の衛生管理に係る責任者を選任し、又は変更したときは、責任者の氏名その他規則で定める事項を、遅

滞なく、市長に届け出なければならない。

滞なく、市長に届け出なければならない。